

ECBが追加緩和を実施

2015年12月4日

<複数の手段で追加緩和を実施>

ECB(欧州中央銀行)は12月3日(現地)の理事会で、前回10月の理事会で示唆していた通り、追加緩和を打ち出しました。内容は次の5つとなります。

- ①中銀預金金利(銀行がECBに余剰資金を預け入れた際に付す金利)を▲0.20%から▲0.30%へ引き下げ
- ②資産購入プログラムの期限を2017年3月まで延長
- ③資産購入プログラムにより保有する証券の償還金の再投資
- ④資産購入プログラムの購入対象証券に地方債を追加
- ⑤無制限資金供給オペを2017年末まで延長

また、これらの決定は全会一致ではなく、大多数の賛成によるものと説明されました。

<市場の期待には及ばず>

しかしながら、今回の追加緩和は市場の期待には及ばず、ECB理事会後に債券利回りやユーロは急上昇し、株価は急落しました。資産購入プログラムにおける月々の購入額が600億ユーロから増額されなかったことが最も失望を誘ったものと思われます。中銀預金金利についても、一部では、▲0.30%を下回る水準への引き下げが想定されていました。結果的には、市場の期待が高まり過ぎていたわけですが、この背景としては、ドラギ総裁がこれまで常に市場の期待を超える金融緩和を繰り出してきた経験則や、最近のドラギ総裁の発言が追加緩和への強い傾斜を示す内容であったことなどを指摘することができます。この日の市場の反応は、こうした期待に基づいてECB理事会を前に短期間で積み上がったポジションの巻き戻しが連鎖的に生じたもので、期待に対する未達の度合いをはるかに上回る極端な値動きに持続性はないと考えられます。

市場の失望をどう考えるかとの質問に対して、ドラギ総裁は、市場が政策を十分に理解するには時間を要すると回答しました。実際、市場が落ち着きを取り戻せば、資産購入プログラムが2%のインフレ目標の達成のために必要であれば期限を越えて実施し得る、すなわち実質的に無期限であることや、中銀預金金利をマイナス下でさらに引き下げた意義が評価される可能性が高いと考えます。また、インフレ見通しが今後もなかなか改善しない様であれば、追加緩和に反対していたドイツの姿勢も和らいでくるものと思われます。

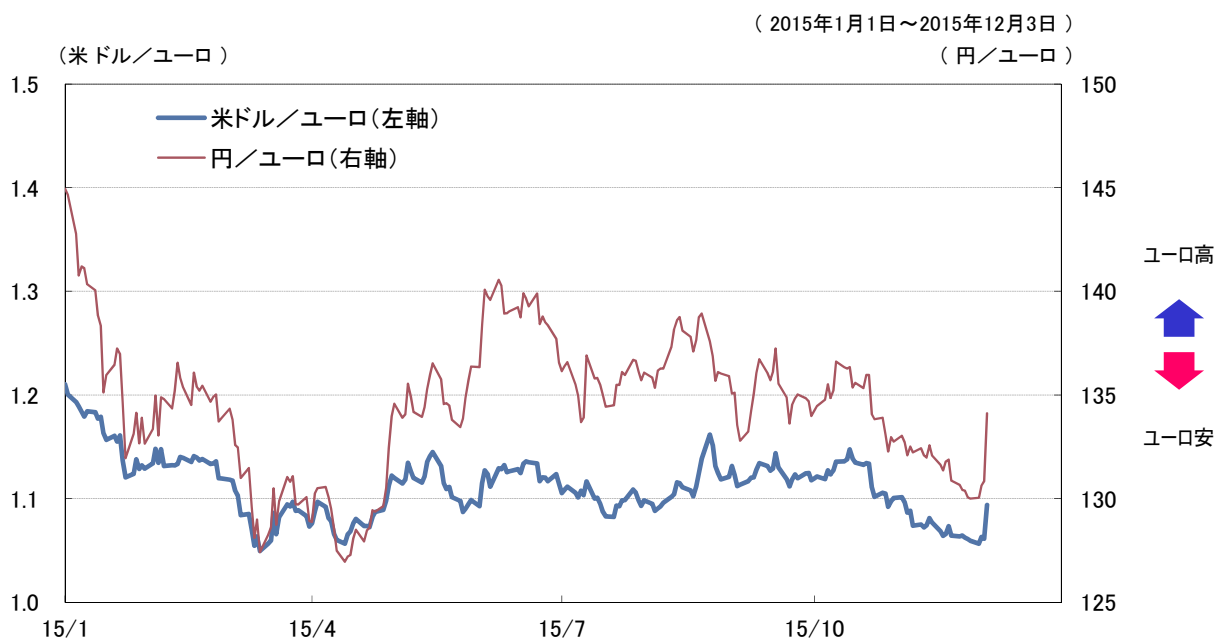
当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものであり、勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■当資料中における運用実績等は、過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。販売会社等についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

<今回の措置は適切としつつも、一段の追加緩和の可能性も>

声明文には、今回の措置は緩和的な金融環境を確実にし、これまで採られた大規模な金融緩和の効果を強化し、ユーロ圏の景気回復の勢いと、最近の世界的な経済的ショックへの耐性を強めるものであること、また、物価動向を注視し、正当化されるならば、責務の範囲内であらゆる手段を用いて行動する意志と能力があり、とりわけ、資産購入プログラムは規模、構成、期間に関して十分な柔軟性を有することが記されています。ドラギ総裁は記者会見で、今回の措置が適切との見解を繰り返しつつも、政策手段は多様で、技術的な制約はなく、他の手段も排除しないと発言しており、今後のインフレ見通し次第では一段の追加緩和が講じられる余地は十分にあると思われます。

ユーロの推移



以上

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.24200%（但し、最低 2,700 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会